



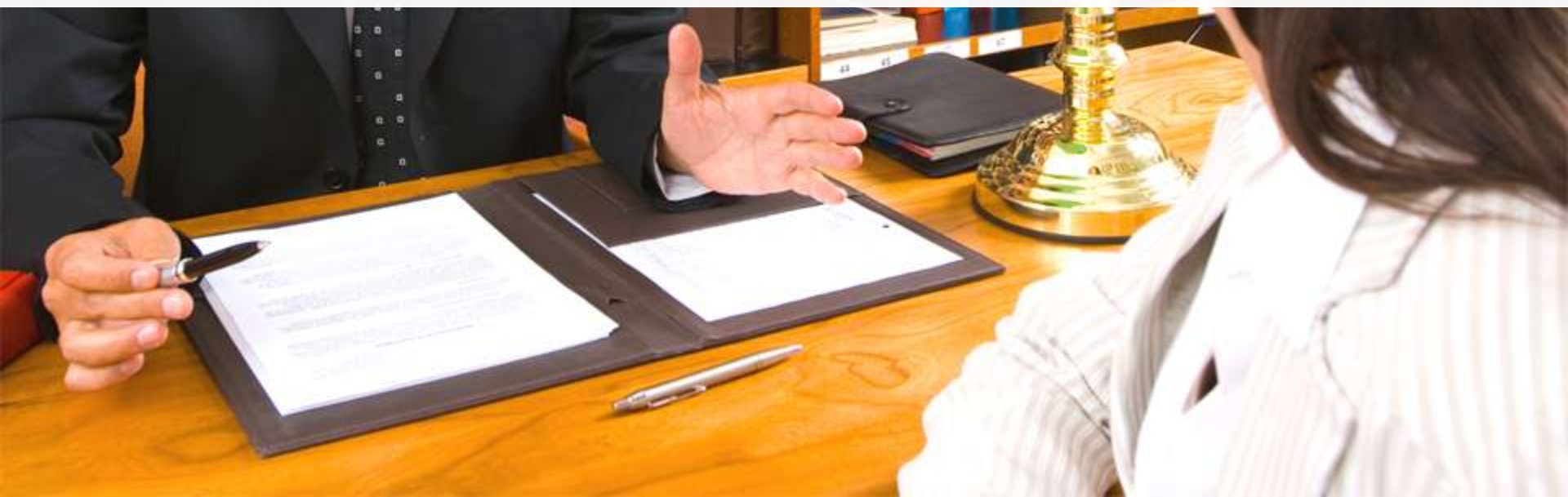
欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所

# 法律サービス

主要な問題および提案



# 外弁の認定と承認



# 外弁の認定と承認

## 年次現状報告：

### 2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展

- ❑ 日本で外弁として登録されるためには、外国弁護士は、本国法について3年間の専門実務経験を有していなければならない、うち2年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。
- ❑ この規則は、日本の弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。
- ❑ 日本の弁護士は、弁護士として認定される前に資格取得後の経験を問われることはない。
- ❑ この慣行は差別的であるばかりでなく、外国弁護士は資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさないとEBCは考える。

# 外弁の認定と承認

## 年次現状報告：

### 2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展

- ❑ こうした規則を設けるにしても、重要なことは、本国法についての経験であって、どこでそれを積んだかではない。
- ❑ 外国弁護士を外弁として認める手続も、依然、外国の法律事務所や個人に不当なコストを課している。
- ❑ 申請書の様式が簡略化されたことにより外弁登録申請プロセスは一般的には短縮されてきたが、法務省と、日弁連・単位弁護士会の各委員会双方から承認を取得することが求められるため、必然的に遅れが生じている。
- ❑ 外弁制度は実施から25年以上が経過して徹底的な見直しを必要としている。
- ❑ 制度の見直しは、現在見られる不満を相当程度解消しうるだろう。

# 外弁の認定と承認

## 提案

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行って、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更を可能にすべきである。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。



**支店**

# 支店

## 年次現状報告：

### 2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展

- ❑ 外弁事務所の法人化を認めることによって複数の支店を開設できるようにする法律が2014年にようやく可決された。
- ❑ しかしながら、新しい法律は、外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めない。
- ❑ その結果、新しい法律の有用性は深刻に制限される。

## 提案

- ❑ 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めるよう法律を改正する。それよりさらによいのは、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することである。

# 有限責任

模範民法



# 有限責任

## 年次現状報告: 進展なし

- ❑ 外国弁護士だけでなく、日本の弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに、諸外国の慣行に沿った有限責任構造を導入することを引き続き提案する。
- ❑ 外国弁護士に関しては、これは、個人としての活動ではなく本国の事業体の支店を通しての活動を認めることによって実現しうる。

## 提案

- ❑ 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国の事業体の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。